

○令和元年度 12 月議会 和歌山県議会定例会（関連部分抜粋）

（令和元年 12 月 10 日）

【岩田 弘彦議員 質問（自由民主党県議団）】

事業用地の提供方法について。I R 推進不動産購入として約 7 6 億円の債務負担行為が上程されているが、なぜ県が事業用地を購入するのか。その面積や価格はどのように算出したのか。また、1 2 月に上程する理由及び実際にその事業用地はいつ購入するのか。

【企画部長答弁】

I R 整備法におきまして、国に認定申請するための区域整備計画を共同して作成する民間事業者の選定については、公募の方法により行うよう明示されており、また、国の基本方針（案）では、その公募を実施するにあたって、事前に県が策定する実施方針で I R 区域の敷地面積及び土地代金を記載することが求められております。

議員御質問の県が土地を購入する必要性につきましては、I R 事業者の公平かつ公正な選定の観点から、いかなる事業者も同条件で土地を取得できるようにするため、県が一旦事業用地を購入し、選定した事業者に購入金額と同じ価格で売却することとしたものでございます。

購入する土地の面積につきましては、I R 事業用地として予定している約 2 4 万平方メートルのうち、県有地でない民間所有の部分で、公簿面積が 2 0 万 9, 4 2 8. 3 0 平方メートルとなっております。

また、土地価格につきましては、不動産鑑定士による鑑定評価をもとに、1 平方メートルあたり 3 万 6, 7 0 0 円の総額 7 6 億 8, 6 0 1 万 8, 6 1 0 円とし、この価格につきましては、和歌山県公有地価格審査会にて「適当である」との御意見をいただいているところです。

今議会に債務負担行為を上程させていただいたのは、来年 1 月に予定されている国の基本方針の決定を受けて、速やかに実施方針の公表を行うためでございます。

また、今議会で補正予算案をお認めいただければ、区域認定された後に売買の効力が発生する停止条件付売買契約の議案を、来年の 2 月議会に上程させていただく予定としております。

なお、区域認定が 2 0 2 1 年以降になる見込みであるため債務負担行為とさせていただいております。

【岩田 弘彦議員 質問】

今後のスケジュールについて。区域整備計画の申請期間案が 2 0 2 1 年 1 月 4 日から同年 7 月 3 0 日までとされたが、県では認定申請までの具体的なスケジュールをどのように考えているのか。

【部長答弁】

現在、県では和歌山県 I R 基本構想をもとに実施方針の策定を進めているところです。

議員御質問のスケジュールにつきましては、来年 1 月に国の基本方針が決定されれば、春頃までには実施方針を公表して事業者公募に入り、秋頃には事業者を選定する見込みとしております。

その後、事業者と共同して区域整備計画を作成し、パブリックコメントの実施や和歌山市の同意などの手続きを経た上で県議会の御議決をいただき、国が示す区域整備計画の認定申請の受付期間内に申請できるよう準備を進めてまいります。

【岩田 弘彦議員 質問】

I R 誘致の実現に向けて。大阪府市は、国の基本方針が出される前に実施方針案を公表するなど法的手続きを繰り上げて実施している。3カ所の1つに選ばれるために、知事の意気込みはどうか。

【知事答弁】

大阪府市はいろいろ事情がありなのか、前倒しで手続きを行っておりますけれども、最終的には国の定めたスケジュール、手続きに従ってしか物事は決まらないわけでございます。例えば、実施方針を先に公表したからといって基本方針とちょっと矛盾したところがあったら、それは意味がないわけで、多分直さないといけないということになるわけでございます。和歌山県についてはそんな必要はないわけでございますので、きちんと法的手続きにのっとりた上で最速の準備をさせていただきたいというふうに思います。

来年1月には国の基本方針が決定されまして、区域認定に向けていよいよ自治体間の競争が本格的に始まるわけでございますが、つまるところ、どれだけよい区域整備計画をつくれるかということに尽きるわけでございます。

県としては、3カ所の中に選ばれるために、地域の合意形成を図りながら、来年秋ごろに選定する事業者とともに、地域振興に大きく貢献し、国の観光立国政策に資するような、つまり法律が求めるようなすぐれた区域整備計画の作成に全力を挙げる所存でございます。

(令和元年 12 月 10 日)

【岩井 弘次議員 質問 (公明党県議団)】

和歌山県特定複合観光施設設置運営事業者選定委員会について。今後、事業者選定委員会の構成委員が公表される時期及びその人数、また、どのような分野の専門家を想定しているのか。

【企画部長答弁】

議員御質問の事業者選定委員会の構成委員につきましては、国の基本方針（案）の中で、「第三者委員会を設けた場合は、その構成員を募集要項等において事前に公表すること」と明示されていることから、本県の事業者募集要項の公表を予定しております来年の春ごろまでには決定したいと考えております。また、人数につきましては、10名以内と考えているところです。

構成委員につきましては、国の基本方針（案）の中で、区域整備計画認定のための評価基準として、IR区域内の建築物のデザイン、観光や地域経済への効果、IR事業を安定的、継続的に運営できる能力、カジノ施設の設置運営に伴う有害な影響を排除する取り組みなどが評価基準として示されていることから、それぞれの分野を評価できる専門家を想定しているところです。

(令和元年 12 月 12 日)

【谷口 和樹 議員 質問 (改新クラブ)】

ギャンブル依存症対策にかかる費用と時間、地域への影響などを考えると当初は「外国人専用」に規制すべきだと考えますが知事の見解は。

【知事答弁】

世界を見ますと、外国人専用カジノもございます。割合多いのがホテルの中にあるカジノというようなものがございますが、結構ございます。これも成功しているところがたくさんございまして、私は外国人専用カジノという考え方もあり得る話だと思っております。かつて、そういうので和歌山いこうかといったこともありますが、それも今でもあり得る話だし、それから間違ったことを言ったとは思っておりません。

世界中を見ますと、日本と中国とブラジルとイスラム国の一部を除くと、大体主要な国はみんなカジノがありまして、一部を除いて——その一部というのは無規制で韓国人を入れてしまった韓国ですけど、その1カ所ですが——皆、問題など起きておりませんが、住民がカジノ漬けになるぞといった議論をする人がいますので、それなら住民は関係ないということならいいんですかという気持ちで、それじゃ外国人でやりましょうかといって言うてみたというわけでございます。

その時点では、国が安全規制にどれほど本気かということが実はわからなかった。法律もできておりませんので、わからなかったということもございます。どんな場合でも、住民が、和歌山県民がカジノ漬けになって、依存症みたいなむちゃくちゃになるというようなことは、これは絶対にいけないことですから、そういうことについてのリスクも若干あったことも事実ですので、言ってみたということでございます。

ただ、国は、シンガポールをモデルにいたしまして、私の言葉ですけど、これは成長戦略としてのIRにかじを切ったというふうに思います。それで法律をつくったというわけでありまして、すなわち、国際会議場とか展示場とか宿泊施設とかカジノ施設等を一体として大規模に整備をして、日本人を含む多くの観光客を呼び込むことを目的に制度設計されることを前提に制度をつくっています。したがって、外国人専用カジノは想定されておりませんし、どこかの県がそういった計画をつくっても認められる可能性は全くないというふうに思います。

一方、ギャンブル依存症の問題については、IR整備法において、国がマイナンバーカードを利用した入場回数制限とか入場料の設定とか、本人・家族申告による入場制限措置とか、クレジットカードの使用不可とか、重層的で多段階的な規制を設けたところでありまして、私は、ここまでやるんなら、まあ大丈夫だなあというふうに思いまして、カジノ行為に起因する依存症を事前に防ぐ手だてはほぼ万全だと評価をしました。まあ大丈夫だというふうに思ったわけです。

さらに、本県独自の取り組みとして、使用上限額を設定して現金をチャージするIRカードの導入とか、かけごとに熱くなってる人に休憩や退場を促す依存症対策専門員の配置などを、これは法律の規制ではありませんが、事業者との契約で求めまして、これらの運用を行っていただければ、ギャンブル依存症に加えて、1回のかけごとで全財産をなくしてしまうような破産リスクについても、その懸念は払拭されると考えております。

このようなことから、本県は国の方針に従って IR 誘致を推進しているところであります。

(令和元年 12 月 12 日)

【奥村 規子議員 質問 (日本共産党県議団)】

説明会後のアンケート結果による県民の懸念について。和歌山市内の説明会におけるアンケート結果で、懸念として、交通・環境・治安の悪化・ギャンブル依存症の増加などに多くの方が回答しているが、このような懸念の声が聞かれることについてどのように感じるか。

【部長答弁】

県では、IR に関する県民の皆様の御理解を深めていただくためにシンポジウムや説明会などを開催しており、その際に IR 設置に伴う社会的リスクへの対応策についても御説明しているところです。

これまで開催したシンポジウムや和歌山市内 6 カ所を含む県内 13 カ所での説明会、県政おはなし講座などに御参加いただいた方にアンケートを実施し、説明を聞いた後に IR をどのようにお感じになったかということを確認したところ、IR 誘致については「賛成」または「どちらかといえば賛成」とされた方が約 8 割、「反対」または「どちらかといえば反対」とされた方が約 2 割となっております。

また一方で、議員御指摘のように IR に対する懸念につきましても示されておりまして、回答が多い順に、渋滞などの交通問題、治安の悪化、反社会的勢力の介入、ごみ・騒音などの環境問題、ギャンブル依存症の増加という結果となっており、本運営に当たり気をつけていかないといけないと思っておりますし、まだまだ御説明を続けていく必要があると感じているところです。

県としましては、引き続きシンポジウムや説明会など、あらゆる機会を捉えまして、社会的リスクへの対応策を含めた正確な情報の発信に努め、県民の皆さんの御理解を得てまいりたいと考えております。

【奥村 規子議員 質問】

事業が失敗した場合について。事業が失敗すれば、自治体にお金が入らず、地域の荒廃、失業者の増大、巨大な廃墟が残ることになるが、どのように考えているか。

【企画部長答弁】

議員御質問の事業の継続が困難になる可能性につきましては、三つの観点からそのリスクは少ないものと考えております。

まず、事業者においては、みずからの調査で採算性があると判断したからこそ和歌山マリーナシティを投資先に選んだこと、次に、県においては、事業者公募の際に提出される書類を精査し、IR 事業を長期的に継続して確実に実施する能力を有する事業者を選定すること、さらに、国においては、区域認定の評価基準として IR 事業を安定的、継続的に運営できる能力及び体制を掲げており、この点について評価が高くなければ認定はされないこととございます。

万一、事業の継続が困難になった場合には、一義的には事業を引き継げる新たな事業者を見つけることとなりますが、そのような事態に備え、今後、県と選定する事業者との間で締結する実施協定において、あらかじめ事業の継続が困難になった場合における事業者負担などの措置に関する事

項を盛り込むなど、リスク対策を講じることとしております。

【奥村 規子議員 質問】

事業者が示す事業採算性についてどのように判断するのか。

【企画部長答弁】

事業の採算性につきましては、今議会に認定の委員会を設けることを提案させていただいておりますが、そこに採算性に関して分析をする専門家の方に入っただいて、まずはそこで審査をしていただきます。そこでチェックをしていただいて、最終的にはいろんな分野の専門家の方の審査の結果を受けて県で事業者を選定すると、そういう手続になっております。

【奥村 規子議員 質問】

IR 誘致により県の活性化がはかれるのか。経済効果、雇用創出効果があったとしても、カジノを含む I R を誘致して県の活性化をはかるのは反対であるが、県当局の見解はどうか。

【知事答弁】

本県が IR 誘致を目指しているのは、和歌山県の将来を考えてのことです。

御承知のように、1970 年代までの本県の県内総生産は全国順位のほぼ真ん中あたりで推移していましたが、日本の産業構造が大きく変化する中で、本県では大きな転換がなされず、その順位をじわじわと下げてきて高齢化が進んでおるといのが現状であります。

何でそうなったか、いろいろ個々の原因はあるんですが、基本は、まずまずうまくいっているときは、何もしなくてもこのままうまくいくはずだと、人間というのは必ず、そういうふうな思いがちであります。うまくいってなくても、何もしなかったらもっとひどいことになるだろうと誰も思わない。誰もというか、大体の人は思わない。これが、こういう想像力が乏しかったことが、いろんなところで今日の和歌山のつらいところをあらわしてきているんじゃないかというふうに思います。

県では、このような状況を背景に、これまでの和歌山の足を絞ってきた問題を一つ一つ解決しながら、さまざまな分野の企業誘致や県内産業の振興に取り組んでまいりました。その結果、県内総生産は若干持ち直しつつありますけども、まだ過去の衰退トレンドを払拭したわけではありませんし、今少しよさそうに見えることでも、申し上げたとおり、将来ずっと続くという保証はないわけです。その結果、今後本県がさらに発展していくためには、これまでの取り組みに加えて、できるだけ多く新たな取り組みもしていかなければいけないということが必要だと考えております。

IR は、滞在型観光の核として本県の観光振興に貢献し、その投資額は非常に大きくて、多くの職種で雇用の増加が見込まれます。経済活性化の起爆剤と言えると思います。さらに、これによって新たな雇用により定住者が生まれる、よそからも来てくれるということでございますので、人口減少策としても大いに期待できるというふうに思います。

シンクタンクに調べてもらいました。そしたら、約 3000 億円弱の投資で毎年波及効果が約 3000

億円、現在和歌山の GDP が 3 兆 5000 億円ですから、大体 10%強底上げされる。すなわち、それによって直接、間接にいろんなところでチャンスがふえるということが予想されます。

ただし、経済活性化や雇用創出効果があるからといって、ギャンブル依存症などの課題をないがしろにするのであったら、これはいかんということは明らかでございますので、必要な対策をちゃんとした上で IR 誘致に取り組んでいるわけでございます。

【奥村 規子議員 質問】

IR 誘致により県の活性化がはかれるのか。① I R 整備法施行令で、県の基本構想より大きな M I C E やホテルの施設基準が示された。知事は以前、大規模な施設は地方都市では難しいと発言していたが、施行令の基準についてどう考えるか。②不採算施設である大規模な M I C E などを運営していくためには、収益エンジンであるカジノにより多くの人を入れる必要があり、結果として、より多くのギャンブル依存症患者を生むことになるが、どう考えるか。

【知事答弁】

第 1 の質問に関しましては、私の印象でございますが、奥村議員はどうもカジノ反対というか、IR 反対かと思ったら、事業の成否を心配してくださっているように聞こえますが、私の考え方を申し述べます。

この法律ができる前でございますけれども、ヨーロッパ各国にあるようなホテルの中にあるカジノでもいいじゃないかと、観光の手段としてちゃんとやってるんだから、そういうのを認めてもらえないかという運動をしていたことも事実でございます。

ところが、国は、明らかにそういう議論をいろいろ吸い上げた上ででございますが、シンガポール型の巨大な IR、統合型のリゾートをつくって、その巨大な投資の力で日本を成長させようと多分思ったんだろうと思います。そういうようなものでないだめよというふうに言われたわけでございまして、それならそれで、それに合わせて我々も考えるしかないなど、我々も成長は望むところだからというふうに思っているわけです。

しかしながら、その整備法の基準が和歌山では到底つくれんなあというようなことになると、これはちょっと和歌山としてはつらいというのがございますので、その中身についてはいろいろ意見を言ったりしたりお願いをしたりしてきたところです。

もっと具体的に言いますと、例えば商業施設あるいは商業機能、これが巨大なものでなきゃいけないとすれば、和歌山は大都会でもなく商業の中心でもありませんから、やっぱり商業の中心のところではかつくれないような施設ができちゃったら、ちょっと和歌山はつらいねということになりますので、その辺はきちんとやってくださいよという話をしておりましたら、実際はでき上がった MICE 基準は、例えば商業ばかりじゃなくても観光型の、あるいはレジャー型の MICE を中心とするような施設でもよろしいというふうになりましたので、まあいいかなあというふうに思ってるわけです。

次に、IR というのは民設民営事業でありまして、日本は資本主義ですから、国家が全ての経営をあんばいするようないつかの体制とは違うわけでございますね。したがって、本県に投資を希望す

るような事業者がいないと成立しない中で、事業者の意向がどうかというところが大事になってくるわけです。

本県に投資意向のある複数の事業者に対して、IR 整備法施行令で示された MICE やホテルの施設基準についてどうですかというふうに意見を求めたところ、事業者からは、現状の事業用地の規模で政令基準を満たす施設の設置、運営は可能であるという意見をいただいているところなんで、余り我々にとっては、現状の施設基準に対して奥村さんのような心配はしてないということでございます。

第2に、カジノの採算は必ずしも——これは現状なんでございますが——料金の決まっている博物館の入場料収入みたいなものではないんですね。すなわち、たくさんの人を動員しなきゃいけないということでは必ずしもなくて、決められたルールのもとに誰かが参加して、それで料金を払ってもらえばよろしいということになります。

したがって、今言われた多くの国民を動員して何とかかんとかと、こういう話は必ずしも当たらないかもしれない。当たるかもしれないが、当たらないかもしれない。それで決めつけるのは論理的に間違っているというふうに思います。すなわち、カジノ施設の入場者数の多寡によってカジノの採算が、あるいは IR の採算が決まるわけではない。

もう一つ、もっと大事なことは、ギャンブル依存症対策はカジノ施設への入場者数の多寡で揺らぐものではないわけでございます。これは1人入ろうとたくさん入ろうと、守るものは守っても変わらないと困るので、したがって、従来から申し上げているとおり、法律によってマイナンバーカードを利用した入場回数制限、入場料の設定、本人・家族申告による入場制限措置、クレジットカード使用不可、それからキャッシュディスプレイを置かないとか、そういうことによって、そういう重層的な規制でカジノに起因する弊害は防げるかなあというふうに思いますが、さらに破産リスクも防ぎたいと私たちは思っておりますので、使用上限額を設定して現金をチャージする IR カードの導入とか、あるいはかけ事に熱くなってる人に休憩や退場を促す依存症対策専門員の配置など、これは法律ではありませんので、事業者に求めて、これらの運用を行っていただくことにより、ギャンブル依存症に加えて、1回のかけ事で全財産をなくしてしまうような破産リスクについても防ぐことができると考えています。

ギャンブル依存症は、現に和歌山にあります。全世界的にあります。それはよくないことであります。現にあるわけですから——当然、和歌山のカジノとは関係ありません。けどよくないことであります。カジノを韓国の一部みたいに何の規制もなく認めたら、それはもう大変なことになります。いわば、1回ごとの玉を買うお金、パチンコはかけと言っちゃいけないのかもしれませんが、かけ類似行為でのお金は何百倍とか何千倍になったようなものを想像すれば、それはもう恐るべきものになってしまうわけですが、そんなことはしっちゃいけないわけです。ちゃんと規制をせないかんわけです。

人間は想像力があるから立派なんで、したがって、この依存症問題も代替効果を考えるということも人間として、し得ることでもあります。現にシンガポールは IR を導入した 2010 年以後、依存症の人は急減してしまいました。

以上でございます。

(令和元年 12 月 13 日)

【吉井 和視議員 質問 (自由民主党県議団)】

和歌山の I R は、本県が明確なビジョンを示した上で世界中から多くの観光客に繰り返し来て頂けるような事業計画を立ててもらわなければならない。

今後の事業者選定においては、国へもアピールできる事業計画を提案した事業者を選んでもらいたい。

【知事答弁】

国が整備を目指す日本型 IR は、これまでにないスケールやクオリティーの国際会議場や宿泊施設、家族で楽しめるエンターテインメント施設等が一体となって整備される複合観光施設でありまして、民間事業者の活力と創意工夫を生かし、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光モデルを確立することを通じて、日本を観光先進国へ引き上げることが期待されておるということになっております。

先般、ちょっと前になりますが、プロモーションとあわせてシンガポールへ行ってまいりまして、二つ IR がありますので、改めて見学をしてみました。

片方は前も行ったことがあるんですが、片方は実は初めてでありまして、両方ともカジノ部分もちろんありますが、いろいろおもしろいものがたくさんありまして、マリーナベイサンズのほうはどちらかというとショッピングなどで市民の方が物すごく楽しんでおられるし、もう一つのほうは水族館とか、それからレジャー施設とかそんなのがいっぱいあって、それでこれも大変多くの方でにぎわっていると。

大体、聞いてみたら、にぎわってる人の多くの方が実はシンガポール市民で、それでカジノに来ておられる人はだんだん減ってきて、ほとんど中国の方を中心とするような外国の方というふうになつるといふようなことでございました。特に、だんだんと定着してまいりますと、ホテル施設を利用したり、そういうことで、何と申しますか、幅広い観光客の人がここを中心としているような活動をするようになってるといふところが一番いいところだなあというふうに思いました。

これまで本県は、マリンスポーツとか海洋レジャーが満喫できるほか、高野山、熊野古道、温泉、美しい海岸線、おいしい食べ物、そういう魅力ある観光資源が豊富にあるということから、これらを背景としたリゾート型の IR、これは言葉として同意義反復になりますが、要するにレジャー型、リゾート型、そういう観光型の IR を目指して、そのビジョンを和歌山県 IR 基本構想において明確に示してきたところでございます。したがって、こういうのをつくりたいということでもあります。

そういうところではどういうふうになるかという、魅力的な観光資源を持つ和歌山の強みを生かした県内周遊の促進のみならず、日本の伝統、文化、芸術を生かしたコンテンツなどを導入しまして、和歌山 IR という大きなホテルなどのある施設をゲートウエーとして、外国人観光客を、あるときはまずそこに集めて、そして近隣の観光地あるいは周辺のまち、あるいはちょっと遠いところの観光地にも、あるいは全国にもそこから回ってもらいたいところをしたいし、また、全国にお越しになったお客さんが、最後かどうか知りませんが、その旅程の一つとして和歌山の IR に行ったらちょっと楽しもうと、こういうふうになってもらったらいいなあというふうに思っているわけでございます。

したがって、近隣の地域、近隣といっても本当に近い、御指摘のありましたような和歌浦とか海

南とか、そういうようなところのまちの中にあるいろんな食べ物屋とか、そういうところも含めた連携も大事だと思いますし、ちょっと離れて高野山とか熊野古道とかそういうところ、あるいは和歌山の海とか温泉とかそういうことも大事だし、もうちょっと離れると京都とか奈良とか神戸とか、あるいはもっと離れて富士山とか日本アルプスとか、そういうようなところに出かけていくと、和歌山 IR を根拠にして出かけていくというのなかなかいい IR になっていくんじゃないかなあというふうに思います。

また、当然、MICE 施設等々において、あんまりかけ事と関係ない人たちがたくさん見えますので、これは京阪神地方の方、それから和歌山の方、こういう人たちがたくさん集まってきて、それで、ここ和歌山は少し強みがあるのは京阪神というバックグラウンドがありますので、大きなイベントをやったときは割と来てくれやすいということなんです。そういう意味では、そういうことを熱心に推進してもらおうようなコンテンツをどんどんつくっていったらいいんじゃないかなあというふうに思います。

カジノで遊びたいという人も、外国人などいらっしゃると思いますが、そういう方でもかけ事だけをしてというのは、世界的に見てほとんど考えられません。したがって、残りの時間に何かをして遊ぶという、あるいは楽しむ、そういうことを当然考えていくということになりますので、そういうほうの受け皿づくりなんかも熱心にやっついていかないといけないということだというふうに思っております。

そういう IR をつくり、そして、そういう IR が栄えるという図式にしたいわけですが、何といても三つのうちに入らないといけません。国によって認定をされないと、これはもうそこでとまってしまうということになるわけです。

したがって、こういうビジョンを踏まえて、国としての日本型 IR に求められてる効果を確実に発現できるような能力を有する事業者を選定して、それで、その事業者とともに次はすぐれた区域整備計画をつくり上げ、当然、合格水準に達するだけじゃなくて三つのうちに入るというふうにして、それで区域認定をいただくということがこれからの仕事だというふうに思います。

ただ、和歌山県は、ほかの面でもそうでございますが、手続その他は物すごく透明で、デューブプロセスを踏んできっちりやっついていくということでございます。よそでささやかれてるように、あそこはもう決まってんじゃないかとか、そういうことは一切ありません。そういうことをきちっとやるのがまた大事なことで、仮にそういう手続がおかしいんじゃないかとか、不祥事が起こるんじゃないかとか、そういうようなことが仮に言われ始めると和歌山の IR の認定にも少し曇りが出るので、そういう点についてもみんなで気をつけてやっついていかなきゃいけないということだろうというふうに考えております。